

2013年1月25日 全32頁

バーゼルⅢ告示① 普通株式等 Tier1 比率 (連結) <訂正版>

2013年3月期に3.5%、2014年3月期に4%、以後4.5%の水準が求められる

金融調査部 研究員 鈴木利光
経営企画部 金本悠希

[要約]

- 2012年3月30日、金融庁はバーゼルⅢを踏まえた自己資本比率に関する告示の改正を公表した。2013年3月31日から適用される。本稿では、改正告示のうち、国際統一基準の連結自己資本比率の、普通株式等 Tier1 比率について説明する。
- 普通株式等 Tier1 比率は4.5%以上であることが求められる(2015年3月30日まで経過措置あり)。普通株式等 Tier1 比率の分子である普通株式等 Tier1 資本は、普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目(プラス項目)から普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目(マイナス項目)を控除した額である。
- 基礎項目には、普通株式や内部留保の他に少数株主持分も含まれるが、含まれる額が現行告示より制限される。本改正告示は2013年3月31日から適用されるが、基礎項目に関して経過措置が設けられている。一定の条件を満たす公的資金は全額2018年3月期まで基礎項目に算入できる一方、基礎項目に算入される「その他の包括利益累計額」は、2013年3月31日から全額算入されるわけではなく、2018年3月30日まで経過措置が設けられ、算入額は段階的に増加していく(2018年3月期に全額算入)。
- 調整項目には、一定の無形固定資産、繰延税金資産、繰延ヘッジ損益、前払年金費用、自己保有普通株式、などが含まれる。さらに、意図的に(相互に)保有している他の金融機関等の普通株式や、少数出資金融機関等の普通株式など(いわゆるダブル・ギアリング)が含まれ、これらは相手方の金融機関が銀行以外や外国の者である場合を含み、資本調達手段の保有の形態は直接的保有に限らず、間接的保有の場合も含む。
- また、10%超の議決権を保有している金融機関等への普通株式出資、会計と税務の一時差異に基づく繰延税金資産、モーゲージ・サービシング・ライツの3項目については、それぞれ普通株式等 Tier1 資本の10%まで算入が認められる(算入額は、3項目で普通株式等 Tier1 資本の15%が上限)。調整項目(一部を除く)についても経過措置が設けられ、段階的に算入することができる(2018年3月期に全額算入)。

<目次>

1. はじめに	2
2. 自己資本の質・水準の向上	3
3. 普通株式等 Tier1 資本	5
4. 普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目（プラス項目）	6
5. 普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目（マイナス項目）	12
6. 普通株式等 Tier1 比率の分母	27
7. 施行時期	30
8. 経過措置	30

1. はじめに

- 2012年3月30日、金融庁は、自己資本比率規制（第1の柱）に関する告示の改正を公表した¹。これは、2010年12月にバーゼル銀行監督委員会が公表したバーゼルⅢ（国際的な銀行の自己資本比率規制の枠組み）規則文書を踏まえて、それを国内法化すべく、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（以下、単に告示という）等²の改正を公表するものである。
- 改正告示は国際統一基準を対象としており、国内基準が適用される国内基準行については、「当分の間、新銀行告示の規定にかかわらず、旧銀行告示の規定を適用する」³とされている（改正告示附則9条）。
- 改正告示は、バーゼルⅢ規則文書のうち、2013年から段階的に導入される規制を対象としており、その主な内容は以下の通りである。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①自己資本の質の向上 ②自己資本比率の水準の引き上げ ③リスク捕捉の強化 |
|--|

¹ 金融庁ウェブサイト (<http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/20120330-1.html>) 参照。

² 他に、「銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の改正、「農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準」の改正、「株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準」の改正、「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の改正も公表されている。

³ 新銀行告示とは、改正告示（2013年3月31日から適用）を指し、旧銀行告示とは現行告示を指す。

- 本稿では、上記①及び②のうち、連結自己資本比率（国際統一基準）の「普通株式等Tier1比率」に関する質の向上・水準の引き上げについて説明する。

2. 自己資本の質・水準の向上

- バーゼルⅢ規則文書は、銀行の自己資本の損失吸収力を高めるため、「Tier1 資本」をゴーイング・コンサーン・ベース（事業継続ベース）の自己資本、「Tier2 資本」をゴーン・コンサーン・ベース（破綻時を想定したベース）の自己資本と位置づけた上で、損失吸収力が高い「普通株式等 Tier1 資本」が「Tier1 資本」の主要な部分を構成しなければならないとしている。
- 国際統一基準の連結自己資本比率に関して、バーゼルⅡ下における現行告示では、自己資本に含まれる項目として、「基本的項目」・「補完的項目」・「準補完的項目」がある。これに対して改正告示では、バーゼルⅢ規則文書を受けて、「準補完的項目」が廃止され、「補完的項目」が「Tier2 資本」に、「基本的項目」が「Tier1 資本」に再構成された上で、「Tier1 資本」の一部として、普通株式・内部留保等で構成される「普通株式等Tier1 資本」が設けられている。さらに、これらの項目について、概ね以下のように質の向上が図られている⁴。

⁴ 図表1の内容は、改正告示ではなくバーゼルⅢ規則文書の解説だが、本改正告示でもこれに沿った改正がなされている。

図表1 パーゼルⅢにおける資本の質の見直し（算入要件）

普通株等Tier1	<ul style="list-style-type: none"> ・普通株及びその新株予約権 ・内部留保 ・普通株転換権付優先株 ⇒ <u>その他Tier1資本への算入</u> ※ 公的資金に該当するものは、経過措置により2018年3月31日まで算入可 ・その他の包括利益累計額及びその他公表準備金
その他Tier1	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の優先株 ・ステップ・アップ付の優先出資証券 ⇒ <u>算入不可</u> ・ステップ・アップなしの優先出資証券 ⇒ <u>条件次第で算入不可</u> ※ 会計上負債に分類されるものは、元本削減や普通株転換の仕組みが必要等等
Tier2	<ul style="list-style-type: none"> ・劣後債、劣後ローン(初回コール日までが5年未満) ⇒ <u>算入不可</u> ・劣後債、劣後ローン(初回コール日までが5年以上) 等

その他Tier1、Tier2資本に関しては、上記に加え、銀行の実質的な破綻状態において元本削減あるいは普通株式に転換されることを求める契約条項が発行条件に含まれていることが2013年1月以降に追加的に算入要件となる(注)(パーゼル委2011年1月13日公表「パーゼル銀行監督委員会による規制資本の質を向上させるための改革の最終要素を公表」参照)

(注)ただし、各国法制上の破綻処理制度が契約によるアプローチと同等の元本削減等の結果を生じるならば、ピアレビュー・プロセス及びディスクロージャーを含む一定の条件の下、自己資本への算入が認められる。

(出所) 金融庁/日本銀行「パーゼル銀行監督委員会によるパーゼルⅢテキストの公表等について」(2011年1月)を基に、大和総研金融調査部制度調査課作成(普通株等 Tier1 の欄の1段目、4段目、5段目に一部加筆)。なお、図表中の取消し線の箇所は、パーゼルⅡにおいて算入が認められていたが、パーゼルⅢにおいて算入が認められなくなった項目。

○ また、自己資本比率(連結)について、以下の水準が求められる(改正告示2条各号)。

◇普通株式等 Tier1 比率 \geq 4.5%

◇Tier1 比率 \geq 6%

◇総自己資本比率 \geq 8%

○ 自己資本比率(連結)の水準を現行告示と比較すると以下のようになり、普通株式等 Tier1 比率、Tier1 比率は最低所要水準が引き上げられている(総自己資本比率の水準は維持されている)。

図表 2 自己資本比率の（実質）最低所要水準の引き上げ

	普通株式等 Tier1比率	Tier1比率	総自己資本比率
現行告示(バーゼルⅡ)	実質2% ^(※1)	4% ^(※2)	8%
告示改正案(バーゼルⅢ)	4.5%	6%	8%

(※1) 現行告示では普通株式等Tier1比率に相当する比率は規定されていないが、監督指針によってこれに相当する比率が2%以上であることが実質的に求められている⁵。

(※2) 現行告示6条1項で、「補完的項目 \leq 基本的項目 $-$ 準補完的項目」（「基本的項目 \geq 補完的項目 $+$ 準補完的項目」）とされており、かつ、総自己資本比率（基本的項目 $+$ 補完的項目 $+$ 準補完的項目） \geq 8%であるため、基本的項目の比率 \geq 4%となる。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

- ただし、普通株式等 Tier1 比率と Tier1 比率については、これらの水準が適用開始時期の2013年3月31日から求められるわけではなく、2015年3月30日まで以下のように経過措置が設けられており、段階的に引き上げられることとなる（2015年3月31日（2015年3月期）からは、上記の本則が適用される）（改正告示附則2条）。

図表 3 改正告示における最低所要水準（国際統一基準）の経過措置

	普通株式等Tier1比率	Tier1比率
2013年3月31日から2014年3月30日まで (2013年3月期を含む)	3.5%	4.5%
2014年3月31日から2015年3月30日まで (2014年3月期を含む)	4%	5.5%

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

3. 普通株式等 Tier1 資本

- 海外営業拠点⁶を有する銀行の自己資本比率基準（「国際統一基準」）に関して、「連結自己資本比率」のうち、連結普通株式等Tier1比率は、以下のように定められ、4.5%以上であることが求められる（改正告示2条1号）。

⁵ 銀行が、「基本的項目（Tier1）の中でも通常の株主資本が中心の資本構成となっているか。例えば、資本金、資本剰余金及び利益剰余金（資本金及び資本剰余金のうち普通株式（普通株式転換権付優先株式を含む。）以外の株式に相当する金額を除く。）が基本的項目（Tier1）の主要な部分を占めているか。」を含めて自己資本の質について分析を行っているかに着目して監督するとされており（「主要行等向けの総合的な監督指針」Ⅲ-2-1-1-2-2(2)）、実際上、Tier1（ \geq 4%）のうち「通常の株主資本が中心」（ \geq 2%）であることが求められる。

⁶ 外国に所在する支店又は銀行法16条の2第1項7号に掲げる会社（銀行が総株主、総社員又は総出資者の議決権の50%超の議決権を保有しているものに限る）であって、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つもの（改正告示2条）。

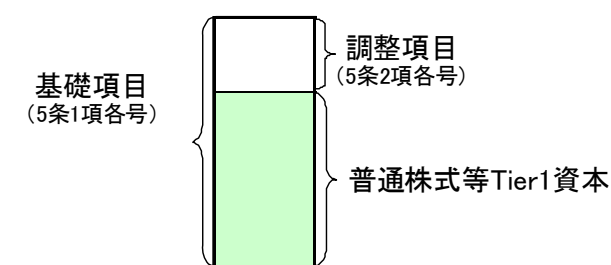
$$\frac{\text{「普通株式等Tier1資本の額」}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額} + \left(\text{マーケット・リスク相当額の合計額} + \text{オペレーショナル・リスク相当額の合計額} \right) \times 12.5} \geq 4.5\%$$

- 上の式の分子の「普通株式等 Tier1 資本の額」は、以下の額である（改正告示 2 条 1 号）。

「普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額」－「普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額」

- 以下、「普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額」（改正告示 5 条 1 項各号に規定）及び「普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額」（改正告示 5 条 2 項各号に規定）の具体的な内容について説明するが、「普通株式等 Tier1 資本の額」を図示すると以下のようになる。

図表 4 「普通株式等 Tier1 資本の額」



（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

4. 普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目（プラス項目）

（1）普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の類型

- 普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額は、以下の額の合計額とされている（改正告示 5 条 1 項）。

- ① 普通株式に係る株主資本の額（社外流出予定額⁷を除く）
- ② その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額

⁷ 剰余金の配当の予定額。

③普通株式に係る新株予約権の額

④普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額

- ②の「その他の包括利益累計額」には、具体的には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、為替換算調整勘定等が含まれる。ただし、繰延ヘッジ損益のうち、「その他有価証券」のヘッジ目的以外のデリバティブに関するものは、普通株式等 Tier1 資本から控除される（12 ページ参照）。
- なお、後述（8（2）（i））のように、普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に関して経過措置が設けられており、一定の条件を満たす「公的機関による資本の増強に関する措置」を通じて発行された資本調達手段で、現行告示の自己資本の基本的項目に該当するものは、2018年3月31日までは普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入できる（改正告示附則4条1項）。
- この経過措置により、普通株転換権付優先株は、一定の条件を満たす公的資金の注入による場合は、2018年3月31日までは普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入できる（その後はその他 Tier1 資本に係る基礎項目に算入される）。
- また、後述（8（2）（ii））のように、上記②のうち、「その他の包括利益累計額」についても経過措置が設けられており、普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額へ算入する額は、（改正告示の適用が開始される）2013年3月31日から全額認められるわけではなく、2018年3月30日まで経過措置が設けられ、算入額は段階的に増加していくこととされている（改正告示附則5条1項）。
- なお、この経過措置によって普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目に算入された額以外の部分は、現行告示の基本的項目に該当する部分はその他 Tier1 資本の基礎項目に、現行告示の補完的項目に該当する部分は Tier2 資本の基礎項目にそれぞれ算入される（改正告示附則5条2項）。
- なお、上記①③の「普通株式」は以下の全てを満たす株式と定義されている（通常の普通株式であれば、これらの要件を満たすと考えられる）（改正告示5条3項）。

- ① 残余財産の分配について、最も劣後するものであること。
- ② 残余財産の分配について、一定額又は上限額が定められておらず、他の優先的内容を有する資本調達手段に対する分配が行われた後に、株主の保有する株式の数に応じて公平に割当てを受けるものであること。
- ③ 償還期限が定められておらず、かつ、法令に基づく場合を除き、償還されるものでないこと。
- ④ 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。
- ⑤ 剰余金の配当が法令の規定に基づき算定された分配可能額を超えない範囲内で行われ、その額が株式の払込金額を基礎として算定されるものでなく、かつ、分配可能額に関する法令の規定により制限される場合を除き、剰余金の配当について上限額が定められていないこと。
- ⑥ 剰余金の配当について、発行者の完全な裁量により決定することができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるものでないこと。
- ⑦ 剰余金の配当について、他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものでないこと。
- ⑧ 他の資本調達手段に先立ち、発行者が業務を継続しながら、当該発行者に生じる損失を公平に負担するものであること。
- ⑨ 発行者の倒産手続⁸に関し当該発行者が債務超過⁹にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。
- ⑩ 払込金額が適用される企業会計の基準において株主資本として計上されるものであること。
- ⑪ 発行者により現に発行され、払込済みであり、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。
- ⑫ 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。
- ⑬ 株主総会、取締役会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議又は決定に基づき発行されたものであること。
- ⑭ 発行者の事業年度に係る説明書類において他の資本調達手段と明確に区別して記載されるものであること。

⁸ 破産手続、再生手続、更生手続又は特別清算手続。

⁹ 債務者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態。

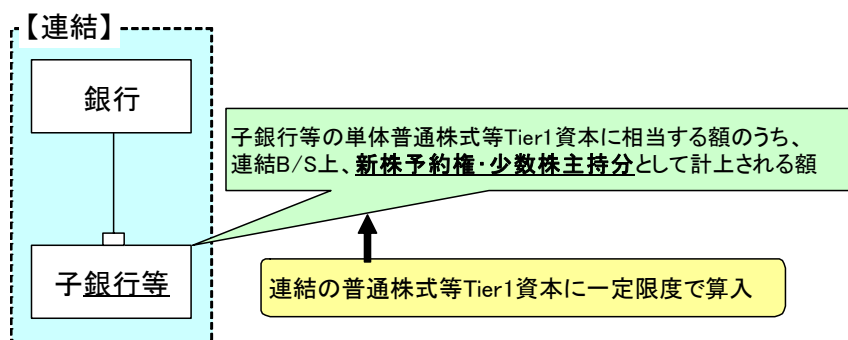
(2) 「普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額」

(i) ポイント

- 現行の告示では、銀行の子会社（「連結子法人等」）の少数株主持分は、基本的に¹⁰「基本的項目」に算入される（現行告示5条1項）。一方、改正告示では、「普通株式等Tier1資本」に算入される額が限定されており¹¹、そのポイントは以下のようなになる。

- ① 少数株主持分の算入が認められる子会社を銀行等に限定
- ② 算入する額に上限を設定（自己資本比率の分母（連結子法人等）の7%¹²（上限あり）のうちの第三者持分の部分）

図表5 普通株式等 Tier1 資本に算入される少数株主持分



(注) 持株会社形態の場合も、同様の扱いがなされる。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

- この見直しによって、算入される額が、子銀行・子証券会社の（連結バランスシートに計上される）少数株主持分・新株予約権のうち、子銀行・子証券会社の自己資本比率の分母の7%に相当する部分のうち、第三者持分の部分に制限される。ただし、後述（8（2）（iii））のように、算入されなくなる部分は、（改正告示の適用が開始される）2013年3月31日から一切普通株式等 Tier1 資本の基礎項目に算入されなくなるのではなく、2018年3月30

¹⁰ 当該連結子法人等が株主資本に計上している、現行告示6条1項4号（負債性資本調達手段）及び6号（期限付優先株）に掲げるものの額に相当する額は除かれる。

¹¹ バーゼルⅢ規則文書でも普通株式等 Tier1 資本に算入される少数株主持分が限定されており、この点について大山「バーゼルⅢの衝撃」（2011）は以下のように説明している。「銀行子会社の少数株主持分に関しては、…その親会社が経営危機に陥った際には、必ずしもこの分が損失吸収バッファーとして機能しない可能性が懸念されたことから、当初提案では全額控除が示されていた。もっとも、一方で子会社の資産サイドはすべて、リスクアセットとして勘案されているわけで、自己資本比率の分母と分子の扱いの一貫性の欠如が問題点として指摘されていた。…このため、2010年7月に出された改定案では、子会社の最低所要自己資本（+資本保全バッファー（引用者注））の水準までの少数株主持分は、コア自己資本（普通株等 Tier1 資本（引用者注））の一部として含んでよいこととなった。」

¹² 普通株式等 Tier1 資本の最低所要水準（4.5%）と資本保全バッファー（2.5%）の合計額に相当。なお、資本保全バッファーはバーゼルⅢ規則文書では2016年から導入される予定とされており、（2013年から導入される部分を対象としている）今回の告示には盛り込まれていない。バーゼルⅢ規則文書において資本保全バッファーに対応する部分も算入する旨規定されており、告示の規定はこれに沿ったものである。

日までは経過措置が設けられ、一定の条件を満たす額は普通株式等 Tier1 資本の基礎項目に算入される（額は段階的に減少）（改正告示附則 6 条 1 項）。

（ii）計算方法

- 「普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額」は、下記の計算式で求められる額以下の額とされている（改正告示 8 条 1 項 1 号）（11 ページの計算例参照）。

下記の（算式 A）によって求められる額以下の額。ただし、「特定連結子法人等（※ 2）の少数株主持分相当普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額（※ 3）」（少数株主持分に相当）が上限。

（算式 A）下記イ・ロのいずれか少ない額×「普通株式等 Tier1 資本に係る第三者持分割合（※ 1）」

イ （特定連結子法人等の自己資本比率の分母¹³）×7%

ロ （銀行の（連結）自己資本比率の分母¹⁴のうち、特定連結子法人等に関連するもの¹⁵）×7%

- 「普通株式等 Tier1 資本に係る第三者持分割合（※ 1）」は、以下の数値である（改正告示 8 条 1 項 1 号）。

$$\frac{\text{特定連結子法人等の少数株主持分相当普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額（※ 3）}}{\text{特定連結子法人等の単体普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額}}$$

- 「特定連結子法人等（※ 2）」は、連結子法人等¹⁶（特別目的会社等を除く）のうち「金融機関¹⁷又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準¹⁸の適用を受ける者」とされ、銀行・証券会社は含むが、保険会社は含まれないと考えられる（改正告示 8 条 1 項 1 号）。

¹³ 当該特定連結子法人等が銀行以外の場合にあつては、これに相当する額とする。

¹⁴ 当該特定連結子法人等が銀行以外の場合にあつては、これに相当する額とする。

¹⁵ 当該特定連結子法人等の告示改正案 2 条各号の算式の分母の額に関連するものの額をいう。

¹⁶ 銀行の子法人等（銀行法施行令 4 条の 2 第 2 項に規定する子法人等（親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等））であつて、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれるもの（改正告示 1 条 58 号）。

¹⁷ 預金保険法 2 条 1 項に規定する金融機関（銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、信用金庫連合会、信用協同組合連合会、労働金庫連合会、株式会社商工組合中央金庫）、預金保険法 2 条 5 項に規定する銀行持株会社等、農林中央金庫、一定の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会、一定の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会（現行告示 1 条 7 号）。

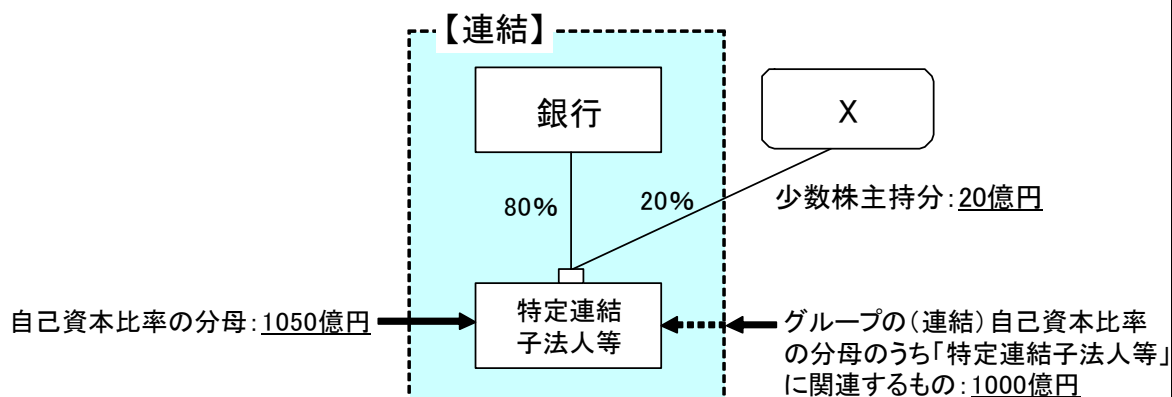
¹⁸ 金融商品取引業等に関する内閣府令を含む。

- 「特定連結子法人等の少数株主持分相当普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額（※3）」は、「特定連結子法人等の単体普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額¹⁹のうち、（当該特定連結子法人等の親法人等である）銀行の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額²⁰」とされる（改正告示8条1項1号）。

（参考）「普通株式等Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額」の計算例

【事例】

- ・ 子会社が、銀行や証券会社など「特定連結子法人等」に該当し、その単体普通株式資本が100億円
- ・ 親銀行の保有比率：80%（第三者持分割合は20%）
- ・ 「特定連結子法人等」の自己資本比率の分母：1050億円
- ・ グループの（連結）自己資本比率の分母のうち「特定連結子法人等」に関連する額：1000億円



【計算過程】

- まず、上限の額が「特定連結子法人等（※2）の少数株主持分相当普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額（※3）」（少数株主持分に相当）であり、具体的には20億円である。
- つぎに、前記の（算式A）のうち、イの額は $1050 \text{ 億円} \times 7\% = 73.5 \text{ 億円}$ 、ロの額は $1000 \text{ 億円} \times 7\% = 70 \text{ 億円}$ なので、「イ・ロのいずれか少ない額」は70億円となる。そして、「普通株式等Tier1 資本に係る第三者持分割合」は $20 \text{ 億円} / 100 \text{ 億円} = 20\%$ であるため、前記の

¹⁹ 改正告示14条1号の算式における普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額（普通株式に係る株主資本の額、評価換算差額等及びその他公表準備金の額、普通株式に係る新株予約権の額（改正告示17条1項））をいい、当該特定連結子法人等が銀行以外の場合にあつては、これに相当する額とする。

²⁰ この額が0を下回る場合は0とする。

(算式 A) で求められる額は、70 億円×20%=14 億円。この額は上限の 20 億円を超えないため、この 14 億円が「普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額」となる。

- 「特定連結子法人等」の自己資本のうち、銀行の普通株式等 Tier1 資本に算入される部分（「普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額」）を図示すると、以下のようになる。



5. 普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目（マイナス項目）

(1) 普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の種類

- 普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額は、以下の額の合計額とされている（改正告示 5 条 2 項）。

①. 以下の合計額

イ. 次に掲げる無形固定資産の額の合計額

- (1) 無形固定資産（のれん及びのれん相当差額²¹）の額
- (2) 無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツ²²に係るものを除く）の額

ロ. 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く）の額

ハ. 繰延ヘッジ損益²³の額

²¹ 他の金融機関等（改正告示 8 条 6 項 1 号に規定する他の金融機関等）であって、連結子会社（連結財務諸表規則 2 条 4 号に規定する連結子会社）である保険子法人等又は持分法（同条 8 号に規定する持分法）が適用される者に係る差額（連結子会社である保険子法人等にあつては連結財務諸表規則 28 条 5 項の規定によりのれんを含めて表示される差額をいい、持分法が適用される者にあつてはこれに相当するもの）。

²² 改正告示では定義がなされていないが、パブリック・コメント後に公表された「金融庁の考え方」において、金融商品会計に関する実務指針第 36 項の「回収サービス権」のうち住宅ローンに係るものである旨、記載されている。

²³ ヘッジ対象に係る時価評価差額が、その他の包括利益累計額の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額は除かれ（普通株式等 Tier1 資本から控除されず）、「その他有価証券」のヘッジ手段として用いているデリバティブ等の繰延ヘッジ損益は、普通株式等 Tier1 資本から控除されないこととなる。

ニ. 内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額²⁴の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における、当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額

ホ. 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

ヘ. 負債の時価評価²⁵により生じた時価評価差額であって、自己資本に算入される額²⁶

ト. 前払年金費用の額

②. 自己保有普通株式の額

③. 意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額

④. 少数出資金融機関等の普通株式の額

⑤. 特定項目に係る 10%基準超過額

⑥. 特定項目に係る 15%基準超過額

⑦. その他 Tier1 資本不足額

○ 詳しくは後述するが、⑤と⑥は、バーゼルⅢ規則文書において、10%超の議決権を保有している金融機関等（銀行以外や外国の者を含む）への普通株式出資（正確な定義は後述 5（6）（ii）参照）、会計と税務の一時差異に基づく繰延税金資産、モーゲージ・サービシング・ライツの3項目については、以下のような扱いとされることを受けて規定された項目である²⁷。

◇ それぞれ普通株式等 Tier1 資本の 10%まで、普通株式等 Tier1 資本への算入を認める。

◇ 普通株式等 Tier1 資本に算入できる額の上限は、3項目合計で普通株式等 Tier1 資本の 15%。

²⁴ 改正告示 150 条に規定する期待損失額。

²⁵ 銀行又は連結子法人等自身の信用リスクの変動に基づくものに限る。

²⁶ 例えば、デリバティブ取引によるものが該当すると考えられる。なお、デリバティブ取引の時価のうち、自社の信用リスクの変動に基づく部分を区分することは複雑であるため、バーゼル銀行監督委員会は、2012年7月に、デリバティブ取引の時価のうち自社の信用リスクの変動に基づく部分を区分することは複雑であるため、普通株式等 Tier1 から控除する額を、店頭デリバティブの「負債評価調整」とする内容の最終規則を公表している。この「負債評価調整」とは、一般に、銀行のデフォルト・リスクがないと仮定して評価したデリバティブ取引の価値と、銀行のデフォルト・リスクを反映して評価したデリバティブ取引の価値の差額を指す。

²⁷ バーゼルⅢ規則文書の当初案（2009年12月公表）は、これら3項目は、普通株式等 Tier1 資本から全額控除されることとされていた。しかし、2010年7月に中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（バーゼル銀行監督委員会の上位機関）が公表したプレス・リリースでは、これら3項目は、上記のように普通株式等 Tier1 資本の 10%までは普通株式等 Tier1 資本に算入することが認められた。この背景について、「日米欧各地域の金融機関からの抗議を受けて、三地域に対し公平になるように、繰延税金資産（日本）、他の金融機関への出資分（欧州）、MSR（モーゲージ・サービシング・ライツ（引用者注））（米国）の三つに関し、同様に緩和した結果とも言われている」（大山剛「バーゼルⅢの衝撃」東洋経済（2011））と指摘されており、邦銀にとって、繰延税金資産の普通株式等 Tier1 資本の 10%分の普通株式等 Tier1 資本への算入は、普通株式等 Tier1 資本をある程度引き上げる効果を持つと考えられる。

- なお、以上の項目が普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目（マイナス項目）とされるが、後述（8（3）（i））のように、2018年3月30日までは経過措置が設けられており、（改正告示の適用が開始される）2013年3月31日から全額調整項目に算入しなければならないわけではなく、段階的に調整項目に算入することができる（2018年3月31日から全額算入）（改正告示附則7条1項）。

（2）改正告示5条2項1号に列挙されている項目

- 前記（1）の①イ（一定の無形固定資産の額）又はト（前払年金費用の額）の額を算出する場合、これらの規定の額に関連する繰延税金負債の額がある場合は、これらの規定の額と当該関連する繰延税金負債の額を相殺することができる（改正告示5条4項）。
- また、前記（1）の①ロ（一定の繰延税金資産の額）の額を算出する場合、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額²⁸があるときは、以下の区分に応じ、当該額と以下に定める額を相殺することができる（改正告示8条13項）。

(A) 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）の額

繰延税金負債 × $\frac{\text{繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）}}{\text{繰延税金資産}}$

(B) 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く）の額

繰延税金負債の額のうち (A) の額を控除した額

（3）「自己保有普通株式の額」

- 「自己保有普通株式の額」は、「自己保有資本調達手段」のうち、普通株式に該当するものの額とされる（改正告示8条4項1号）。この「自己保有資本調達手段」は、以下のように規定されている（改正告示8条4項1号）。

◇ 銀行又は連結子法人等が当該銀行又は連結子法人等の資本調達手段（自己株式²⁹に該当するものを除く）を保有している場合（※）における当該資本調達手段

²⁸ 改正告示5条4項の規定により相殺された額を除く。

²⁹ 連結財務諸表規則2条19号に規定する自己株式。

- 上記（※）の場合は、「連結範囲外の法人等³⁰に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む」とされており、投信・ファンド等を通じた間接的保有など、直接的な保有以外の幅広い形態での保有が含まれることとされている（改正告示8条4項1号）。
- なお、銀行又は連結子法人等が「自己保有資本調達手段」に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、当該自己保有資本調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる（改正告示8条5項）。

（4）「意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額」

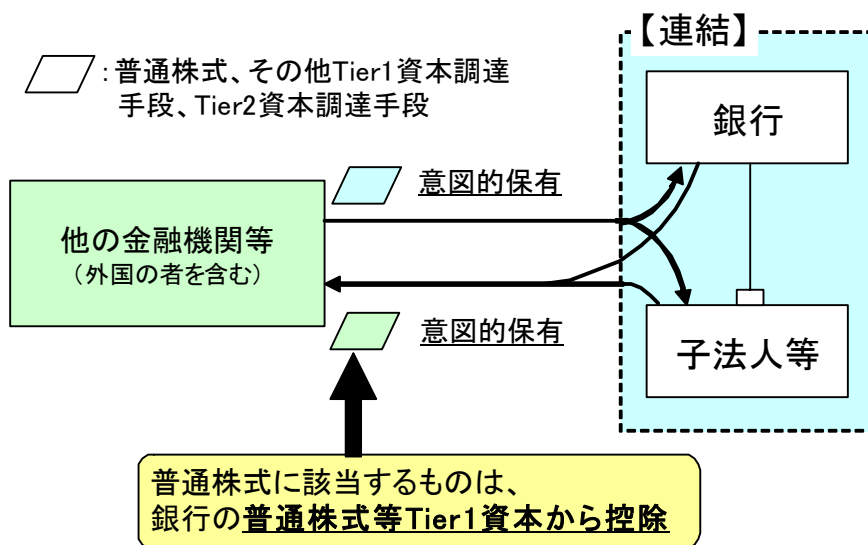
（i）ポイント

- 現行告示でも、「意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段」は自己資本（基本的項目＋補完的項目＋準補完的項目）から控除されている（現行告示8条1項1号）。改正告示でも、「意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額」が普通株式等 Tier1 資本の調整項目（マイナス項目）とされているが、対象となる場合が見直されており（改正告示8条6項1号）、主なポイントは以下のようなになるだろう。

- ①. 相手も意図的保有を行っている場合に限定。
- ②. 「相手」に含まれる範囲を、銀行以外（保険会社等）や外国の者も含むように拡大。
- ③. 銀行及び相手の資本調達手段の保有形態は、直接的保有に限らず、投信・ファンド等を通じた間接的保有も含む。

³⁰ 会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む）であって、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない者。

図表6 「意図的に保有している他の金融機関等の普通株式」の扱い



(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

(ii) 対象となる場合

- 「意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額」は、「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」のうち、普通株式 (みなし普通株式³¹を含む) に該当するものの額とされている (改正告示8条6項1号)。この「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」は以下のように規定されている (改正告示8条6項1号)。

- ①. 銀行又は連結子法人等が、「他の金融機関等 (※1)」との間で相互に自己資本比率を向上させるため、
- ②. 意図的に当該他の金融機関等の「対象資本調達手段 (※2)」を保有していると認められ、かつ、
- ③. 当該他の金融機関等が、意図的に当該銀行又は連結子法人等の普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段を保有していると認められる場合 (※3)における、当該他の金融機関等の対象資本調達手段

- 「他の金融機関等 (※1)」は、「金融機関³²若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、

³¹ 普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも該当しない資本調達手段。

³² 預金保険法2条1項に規定する金融機関 (銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、信用金庫連合会、信用協同組合連合会、労働金庫連合会、株式会社商工組合中央金庫)、預金保険法2条5項に規定する銀行持株会社等、農林中央金庫、一定の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会、一定の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会 (現行告示1条7号)。

保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であって連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの」と規定され、銀行以外（保険会社等）や外国の者も含まれることとされている³³（改正告示8条6項1号）。

- 「対象資本調達手段（※2）」は、普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段である。ここで、普通株式は、みなし普通株式（普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも該当しない資本調達手段³⁴）を含むとされている（改正告示8条6項1号）。
- （※3）の場合は、「銀行若しくは連結子法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等³⁵に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む」とされており、投信・ファンド等を通じた間接的保有など、直接的な保有以外の幅広い形態での保有が含まれることとされている³⁶（改正告示8条6項1号）。

（5）「少数出資金融機関等の普通株式の額」

（i）ポイント

- 前述の通り、改正告示では、「意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額」が普通株式等Tier1資本に係る調整項目（マイナス項目）とされている。改正告示では、さらに、意図的な保有に限らず、他の金融機関等に対する普通株式出資を（議決権割合が10%超か否かによって異なる方法で）銀行の普通株式等Tier1資本から控除することとしている。「少数出資金融機関等の普通株式の額」は議決権割合が10%以下の場合に相当し（議決権割合が10%超の場合は後述（6）参照）、主なポイントは以下ようになる。

³³ 具体的には、日本標準産業分類の「J. 金融業、保険業」に該当する事業を主たる事業として営む者（証券会社を含む）、及び「K. 不動産業、物品賃貸業」のうち「7011. 総合リース業」に該当する事業を主たる事業として営む者が「他の金融機関等」に該当する。

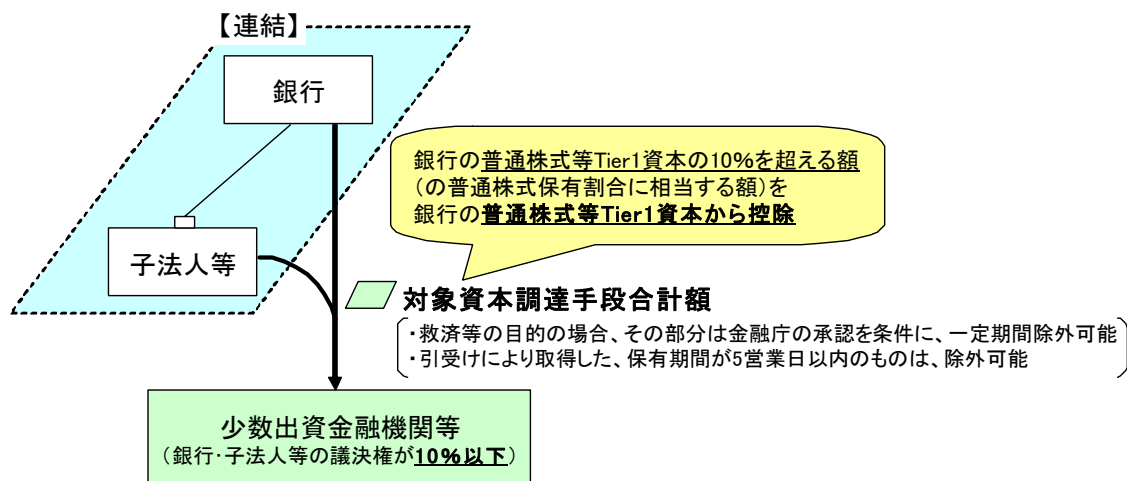
³⁴ 規制金融機関（改正告示1条37号の2）の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において、総自己資本の額（改正告示2条3号）に相当するものを構成するものに限る。

³⁵ 会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む）であつて、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない者（改正告示8条4項1号）。

³⁶ 具体的な範囲については、大和総研レポート「バーゼルⅢのQ&A、ダブル・ギアリングを明確化」（鈴木利光/金本悠希）[2012年8月27日]を参照されたい。

- ①. 議決権が 10%以下の金融機関等（銀行以外や外国の者も含む）に対する出資のうちの普通株式に相当する額について、銀行の普通株式等Tier1 資本の 10%を超える部分を、銀行の普通株式等Tier1 資本から控除³⁷。
- ②. 資本調達手段の保有形態は、直接的保有に限らず、投信・ファンド等を通じた間接的保有も含む。
- ③. 引受けにより取得した、保有期間が 5 営業日以内のものは除外可能。
- ④. 救済等の目的の場合は、金融庁の承認を条件に一定期間除外可能。

図表 7 「少数出資金融機関等の普通株式」の扱い



(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

- 例えば、銀行の普通株式等Tier1 資本が 1000 億円であり、少数出資金融機関等に対する出資のうち普通株式相当部分が 150 億円である場合、150 億円のうち、1000 億円の 10%である 100 億円を超える部分である50 億円が、銀行の普通株式等Tier1 資本から控除される（正確な計算方法は下記参照）。

(ii) 計算方法

- 「少数出資金融機関等の普通株式の額」は、以下の額である（改正告示 8 条 7 項 1 号）。

³⁷ 逆に言うと、銀行の普通株式等 Tier1 資本の 10%分は、普通株式等 Tier1 資本に算入することが認められることとなる。

$$\left(\begin{array}{l} \text{「少数出資に係る対象資本調達手段合計額（※1）」} \\ \text{－ 「少数出資に係る10%基準額（※2）」} \end{array} \right)^{\text{注}} \times \left(\begin{array}{l} \text{「少数出資に係る普通株式保有割合（※3）」} \end{array} \right)$$

(注) 0を下回る場合は0とする。

- 「少数出資に係る対象資本調達手段合計額（※1）」は、「少数出資金融機関等（※4）の対象資本調達手段を銀行又は連結子法人等が保有している場合（※5）における当該対象資本調達手段の額の合計額」である（改正告示8条7項1号）。
- 「少数出資に係る10%基準額（※2）」は、以下の額とされており、普通株式等Tier1資本の基礎項目（プラス項目）から調整項目（マイナス項目）（の一部）を控除した額の10%である（改正告示8条7項1号）。

$$\left(\begin{array}{l} \text{普通株式等Tier1資本の基礎項目} \\ \text{－ 普通株式等Tier1資本の調整項目の一部} \\ \text{（改正告示5条2項1号～3号（5（1）の①～③））} \end{array} \right) \times 10\%$$

- 「少数出資に係る普通株式保有割合（※3）」は、以下の数値である（改正告示8条7項1号）。

$$\frac{\text{少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額}}{\text{少数出資に係る対象資本調達手段合計額（※1）}}$$

- 「少数出資金融機関等（※4）」は、「銀行及び連結子法人等³⁸がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等」である（改正告示8条7項1号）。「他の金融機関等」は、銀行以外（保険会社等）や外国の者も含む（16ページ参照）。
- 「少数出資金融機関等（※4）の対象資本調達手段を銀行又は連結子法人等が保有している場合（※5）」は、意図的保有の場合と同様、投信・ファンド等を通じた間接的保有など、直接的な保有以外の幅広い形態での保有が含まれる（17ページ参照）。

³⁸ 銀行の子法人等（銀行法施行令4条の2第2項に規定する子法人等（親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等））であって、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれるもの（改正告示1条58号）。

(iii) 留意点

- 銀行又は連結子法人等が少数出資金融機関等の対象資本調達手段又はその他金融機関等に係る対象資本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる（改正告示 8 条 11 項）。
- また、以下に該当する対象資本調達手段があるときは、当該対象資本調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、下記①については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとされている（改正告示 8 条 12 項）。

- ①. その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段
- ②. 引受け³⁹により取得し、かつ、保有期間が 5 営業日以内の資本調達手段

(6) 「特定項目に係る 10%基準超過額」

(i) ポイント

- 前述のように、改正告示では、以下の 3 項目（①の正確な定義は (ii) 参照）は、それぞれ普通株式等Tier1 資本の 10%を超える部分については、銀行の普通株式等Tier1 資本から控除される（改正告示 8 条 9 項）。

- ①. 「その他金融機関等」（10%超の議決権を保有しているものなど）への普通株式出資
- ②. モーゲージ・サービシング・ライツ
- ③. （一時差異に基づく）繰延税金資産

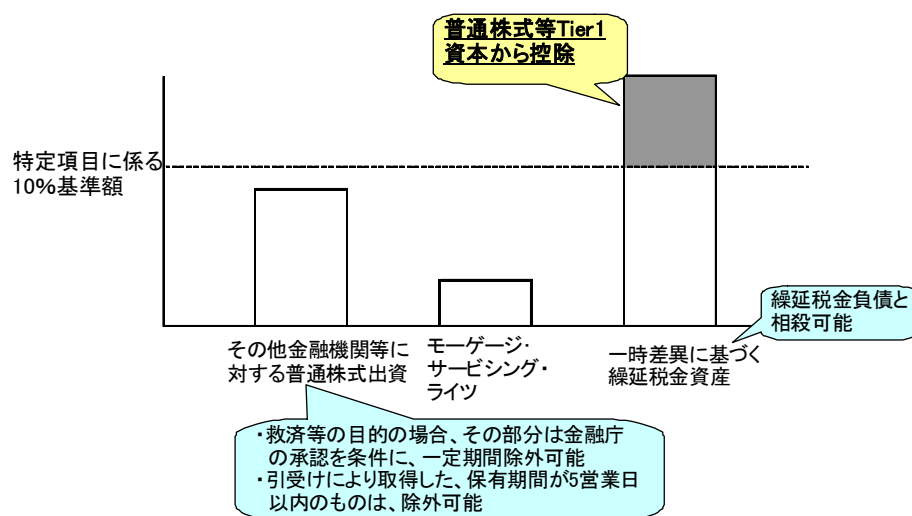
- これは、銀行の普通株式等Tier1 資本の 10%の部分までは、普通株式等Tier1 資本から控除する必要がない（普通株式等Tier1 資本への算入が認められる）ということである（前述のように、普通株式等Tier1 資本への算入が認められるのは、これら 3 項目の合計で普通株式等Tier1 資本の 15%まで）。例えば、銀行の普通株式等Tier1 資本が 1000 億円であり、①が 60 億円、②が 10 億円、③が 120 億円である場合、①②③のうち、1000 億円の 10%であ

³⁹ 金融商品取引法 2 条 8 項 6 号に規定する有価証券の引受け。

る 100 億円を超える部分である、③のうちの20 億円が銀行の普通株式等Tier1 資本が 1000 億円から控除される（正確な計算方法は以下参照）。

- この3項目のうち、普通株式等 Tier1 資本から控除される部分を図示すると以下のようになる。

図表8 上記3項目のうち、普通株式等 Tier1 から控除される部分

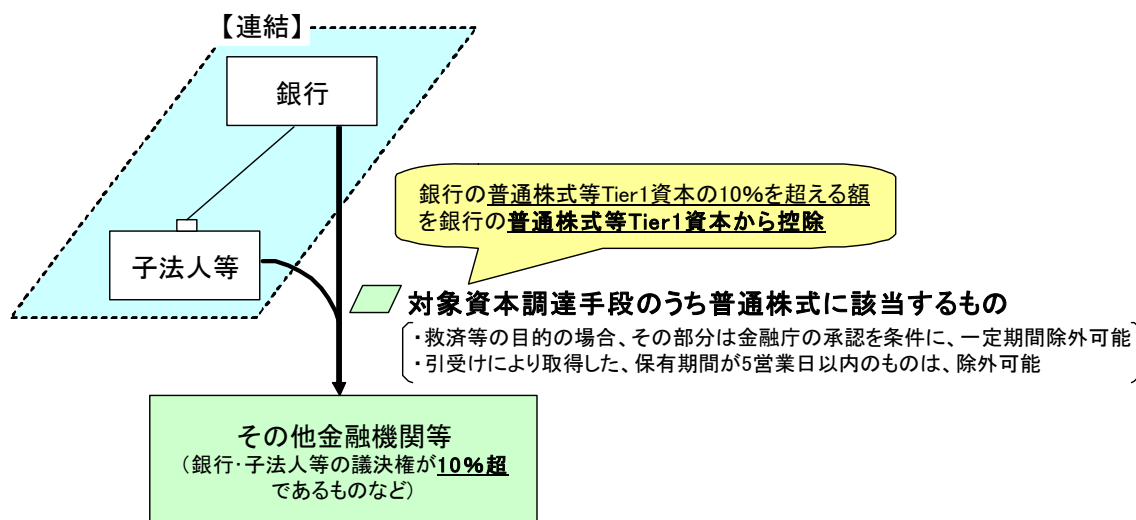


（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

- また、3項目のうち、①「その他金融機関等」（10%超の議決権を保有しているものなど）への普通株式出資の扱いのポイントは以下のようになる。

- (A) 銀行の普通株式等 Tier1 資本の 10%を超える部分を控除。
- (B) 保有の形態は、直接的保有に限らず、投信・ファンド等を通じた間接的保有も含む。
- (C) 引受けにより取得した、保有期間が 5 営業日以内のものは除外可能。
- (D) 救済等の目的の場合、金融庁の承認を条件に一定期間除外可能。

図表9 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの扱い



(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

(ii) 計算方法

- 「特定項目に係る 10%基準超過額」は、以下の合計額である（いずれの項目も、0を下回る場合は0とする）（改正告示8条9項）。

- ①. (その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額) - 「特定項目に係る 10%基準額 (※1)」
- ②. (無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る)) - 「特定項目に係る 10%基準額 (※1)」
- ③. (繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る)) - 「特定項目に係る 10%基準額 (※1)」

- 「特定項目に係る 10%基準額 (※1)」は、以下の額とされており、普通株式等 Tier1 資本の基礎項目 (プラス項目) から調整項目 (マイナス項目) (の一部) を控除した額の 10% である (改正告示8条9項)。

$$\left(\text{普通株式等Tier1資本の基礎項目} - \frac{\text{普通株式等Tier1資本の調整項目の一部}}{\text{(改正告示5条2項1号~4号 (5 (1) の①~④))}} \right) \times 10\%$$

- 上記①の「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」は、銀行 (又は連結子法人等) が保有している対象資本調達手段である。これは、意図的保有・少数出資の場合と同様、投信・

ファンド等を通じた間接的保有⁴⁰など、直接的な保有以外の幅広い形態での保有が含まれることとされている（改正告示8条8項1号）。

- 上記「その他金融機関等」は、以下の者又はこれに準ずる外国の者とされている（改正告示8条8項1号）。

- | | |
|-----|--|
| (A) | 当該銀行及び連結子法人等が、総株主等の議決権の10%超の議決権を保有している「他の金融機関等」 ⁴¹ |
| (B) | 連結財務諸表規則5条1項各号に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない金融子会社 ⁴² （(A)を除く） |
| (C) | 当該銀行が、「金融業務を営む会社」 ⁴³ を子法人等 ⁴⁴ としている場合における当該子法人等であって、連結財務諸表規則5条第1項各号又は2項に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（(A)及び(B)を除く） |
| (D) | 「金融業務を営む関連法人等」 ⁴⁵ （(A)を除く） |
| (E) | 「他の金融機関等」であって、当該銀行を子法人等とする親法人等 ⁴⁶ である者（(A)を除く） |
| (F) | 「他の金融機関等」であって、当該銀行を子法人等とする親法人等の子法人等（当該銀行を除く）又は関連法人等 ⁴⁷ である者（(A)～(E)を除く） |

(iii) 留意点

- (ii) ①の「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するもの」

⁴⁰ 条文上は、「連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む」とされている。具体的な範囲については、大和総研レポート「バーゼルⅢのQ&A、ダブル・ギアリングを明確化」（鈴木利光/金本悠希）[2012年8月27日]を参照されたい。

⁴¹ 銀行又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であって連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（改正告示8条6項1号）。具体的には、日本標準産業分類の「J. 金融業、保険業」に該当する事業を主たる事業として営む者（証券会社を含む）、及び「K. 不動産業、物品賃貸業」のうち「7011. 総合リース業」に該当する事業を主たる事業として営む者が「他の金融機関等」に該当する。

⁴² 銀行法16条の2第1項1号～11号まで又は13号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（改正告示3条1項）。

⁴³ 銀行法16条の2第1項1号～11号まで又は13号に掲げる会社（同項11号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むものを除く）。

⁴⁴ 銀行法施行令4条の2第2項に規定する子法人等（親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等）（改正告示1条37号の2イ(2)）。

⁴⁵ 当該銀行が「金融業務を営む会社」を関連法人等としている場合における当該関連法人等。

⁴⁶ 銀行法施行令4条の2第2項に規定する親法人等（改正告示6条3項2号）。

⁴⁷ 銀行法施行令4条の2第3項に規定する関連法人等（改正告示1条53号ハ）。

額」を算出する際、(5) (iii)と同じ規定(改正告示8条11項、12項)が適用され、救済等の目的の場合や引受けにより取得したもの(保有期間が5営業日以内)は、算出対象から除外できる(20ページ参照)。

- (ii) ③の「繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)」を算出する際、(2)と同じ規定(改正告示8条13項)が適用され、繰延税金資産と繰延税金負債の一定額を相殺することができる(14ページ参照)。

(7) 「特定項目に係る15%基準超過額」

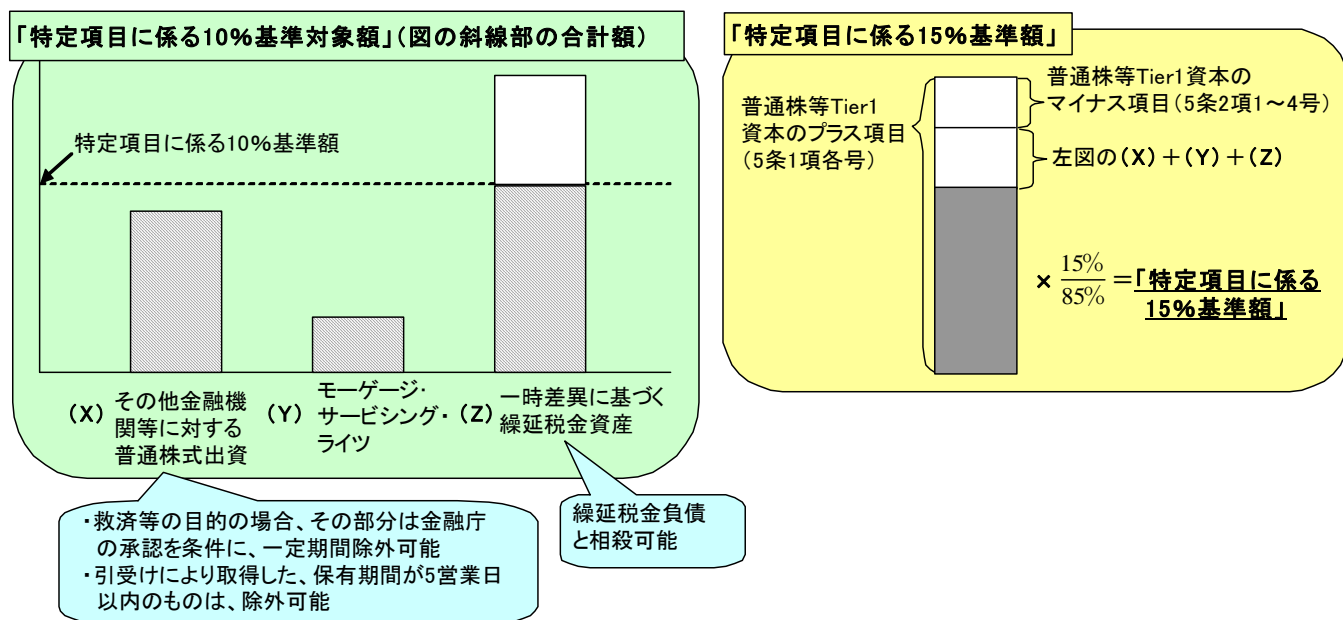
(i) ポイント

- 前述のように、①「その他金融機関等」(10%超の議決権を保有しているものなど)への普通株式出資、②モーゲージ・サービシング・ライツ、③(一時差異に基づく)繰延税金資産は、それぞれ、銀行の普通株式等Tier1資本の10%の部分までは普通株式等Tier1資本への算入が認められるが、普通株式等Tier1資本への算入が認められるのは、これら3項目の合計で普通株式等Tier1資本の15%までである。そのため、これら3項目(「特定項目」)の合計のうち、普通株式等Tier1資本の15%を超える部分(「特定項目に係る15%基準超過額」)は控除される。

- 例えば、銀行の普通株式等Tier1資本が1000億円であり、①が60億円、②が10億円、③が120億円である場合を考える。この3項目はそれぞれ、1000億円の10%である100億円までは普通株式等Tier1資本への算入が認められるため、①②③のうち普通株式等Tier1資本への算入が認められるのは、①が60億円、②が10億円、③が100億円、の計170億円となる。しかし、普通株式等Tier1資本への算入が認められるのは、3項目の合計で、1000億円の15%である150億円までなので、170億円のうち150億円を超える部分である20億円は、「特定項目にかかる15%基準超過額」として、普通株式等Tier1資本から控除される(正確な計算方法は以下参照)。

図表 10 「特定項目に係る 15%基準超過額」の額

「特定項目に係る 15%基準超過額」＝「特定項目に係る 10%基準対象額」－「特定項目に係る 15%基準額」



(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

(ii) 計算方法

- 「特定項目に係る 15%基準超過額」は、以下の額である（0を下回る場合は0とする）（改正告示8条10項1号）⁴⁸。

「特定項目に係る 10%基準対象額（※1）」－「特定項目に係る 15%基準額（※2）」

- 「特定項目に係る 10%基準対象額（※1）」は、以下の額である（改正告示8条10項1号）。

「特定項目（※3）の額」－「特定項目に係る 10%基準超過額（前述（6）参照）」

- 「特定項目（※3）」は、以下の項目である（改正告示8条10項1号）。

⁴⁸ 条文上は3項目を分けて算出した上で、これらを合計した額を「特定項目に係る 15%基準超過額」と規定している。

- ①. その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するもの（前述（6）参照）
- ②. 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る）
- ③. 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）

○ 「特定項目に係る 15%基準額（※2）」は、以下の額である（改正告示 8 条 10 項 1 号）。

$$\left(\begin{array}{l} \text{普通株式等Tier1資本の基礎項目} \\ \text{普通株式等Tier1資本の調整項目の一部} \\ \text{— (改正告示5条2項1号～4号 (5 (1) の①～④))} \\ \text{及び特定項目の額} \end{array} \right) \times \frac{15\%}{85\%}$$

○ なお、後述のように、「特定項目に係る 15%基準超過額」の計算方法について 2018 年 3 月 30 日までは経過措置が設けられ、別の計算方法が用いられる（改正告示附則 8 条 1 項）。

（iii）留意点

- （ii）①の「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額」を算出する際、（5）（iii）と同じ規定（改正告示 8 条 11 項、12 項）が適用され、救済等の目的の場合や引受けにより取得したもの（保有期間が 5 営業日以内）は、算出対象から除外できる（20 ページ参照）。
- （ii）③の「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）」を算出する際、（2）と同じ規定（改正告示 8 条 13 項）が適用され、繰延税金資産と繰延税金負債の一定額を相殺することができる（14 ページ参照）。

（8）「その他 Tier1 資本不足額」

○ 「その他 Tier1 資本不足額」は、以下の額である（0 を下回る場合は 0 とする）（改正告示 8 条 14 項 1 号）。

$$\text{「その他 Tier1 資本に係る調整項目の額」} - \text{「その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額」}$$

○ 「その他 Tier1 資本に係る調整項目の額」は、改正告示 6 条 2 項、「その他 Tier1 資本に係る

る基礎項目の額」は、改正告示6条1項にそれぞれ規定されている（その他 Tier1 資本に係る基礎項目・調整項目については、大和総研レポート「バーゼルⅢ告示② Tier1 比率（連結）＜訂正版＞」（鈴木利光/金本悠希）[2013年1月25日]を参照されたい）。

6. 普通株式等 Tier1 比率の分母

(1) 自己資本比率の分母の一部見直し

- 前述（3.）のように、普通株式等 Tier1 比率を含め、国際統一基準の自己資本比率（普通株式等 Tier1 比率、Tier1 比率、総自己資本比率）（連結）の分母は、以下の額である（改正告示2条）。

$$\text{信用リスク・アセットの額の合計額} + \left(\text{マーケット・リスク相当額の合計額} + \text{オペレーショナル・リスク相当額の合計額} \right) \times 12.5$$

- 自己資本比率の分母は、基本的に従来 of 計算方法を維持しているが、改正告示では、「信用リスク・アセットの額の合計額」の計算方法について以下の見直しが行われている。

- ①. 「CVA リスク相当額」を加算
- ②. 「重要な出資のエクスポージャー」等の信用リスク・アセットの額の引き上げ
- ③. 現行告示で自己資本控除とされる項目（の一部）の扱いを、「リスク・ウェイト 1250%」に変更

- このうち、①については、大和総研レポート「バーゼルⅢ告示④ リスク捕捉の強化」（金本悠希）[2012年5月24日]を参照されたい。

(2) 「重要な出資のエクスポージャー」等の信用リスク・アセットの額の引き上げ

(i) 「重要な出資のエクスポージャー」の信用リスク・アセットの額の引き上げ

(A) 標準的手法採用行の場合

- 現行告示において、標準的手法採用行の場合、銀行法施行令4条4項3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャーのリスク・ウェイトは100%とされている（現行告示76条）。

- 改正告示においては、標準的手法採用行の場合、（事業会社に対する）「重要な出資のエクスポージャー」のリスク・ウェイトが別途定められている。具体的には、「10%超の議決権を保有している法人等（営利を目的とする者に限り、「その他金融機関等⁴⁹」を除く）に係る出資⁵⁰」が総自己資本（改正告示 2 条 3 号）の額（調整項目控除後のTier1 資本とTier2 資本の合計）⁵¹の 15%を上回る場合、その上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは1250%とされる（改正告示 76 条の 2 第 1 項）。
- また、上記の法人等が複数あり、「10%超の議決権を保有している法人等（営利を目的とする者に限り、「その他金融機関等」を除く）に係る出資」のうち、1250%のリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が、総自己資本の額⁵²の 60%を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、1250%とされる（改正告示 76 条の 2 第 2 項）。

(B) 内部格付手法採用行の場合

- 改正告示は、内部格付手法採用行の場合、改正告示 178 条の 2（「重要な出資のエクスポージャー」）に規定する資本調達手段に係るエクスポージャー（の額を 1.06 倍した額）を、信用リスク・アセットの額の合計額に加算すると規定している（改正告示 152 条 1 号）。
- 改正告示 178 条の 2 第 1 項は、「10%超の議決権を保有している法人等（営利を目的とする者に限り、「その他金融機関等」を除く）に係る出資⁵³」が総自己資本の額⁵⁴の 15%を上回る場合、その上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、「当該エクスポージャーの額（EAD）×1250%」と規定している（改正告示 178 条の 2 第 1 項）。
- また、改正告示 178 条の 2 第 2 項は、上記の法人等が複数あり、「10%超の議決権を保有している法人等（営利を目的とする者に限り、「その他金融機関等」を除く）に係る出資」のうち、1250%のリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が、

⁴⁹ 改正告示 8 条 8 項 1 号に規定する「その他金融機関等」（5（6）（ii）参照）。

⁵⁰ 銀行法施行令 4 条 4 項 3 号に規定する出資（貸借対照表の有価証券勘定に株式又は出資（外国法人の発行する証券又は証書に表示される権利で株式又は出資の性質を有するものを含む）として計上されるもの（銀行法施行規則 14 条 3 項））。

⁵¹ 当該規定（改正告示 76 条の 2 及び 178 条の 2）の適用がないものとして算出した額とする。

⁵² 改正告示 76 条の 2 及び 178 条の 2 の規定の適用がないものとして算出した額とする。

⁵³ 銀行法施行令 4 条 4 項 3 号に規定する出資（貸借対照表の有価証券勘定に株式又は出資（外国法人の発行する証券又は証書に表示される権利で株式又は出資の性質を有するものを含む）として計上されるもの（銀行法施行規則 14 条 3 項））。

⁵⁴ 改正告示 76 条の 2 及び 178 条の 2 の規定の適用がないものとして算出した額とする。

総自己資本の額⁵⁵の60%を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、「当該エクスポージャーの額 (EAD) × 1250%」と規定している（改正告示 178 条の 2 第 2 項）。

(ii) 「特定項目のうち調整項目に算入されない部分」の信用リスク・アセットの額の引き上げ

(A) 標準的手法採用行の場合

- 標準的手法採用行の場合、「特定項目」（10%超の議決権を有している金融機関等に対する普通株式出資、モーゲージ・サービシング・ライツ、一時差異に基づく繰延税金資産（5（7）（ii）参照）のうち、普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、250%とされる（改正告示 76 条の 3）。

(B) 内部格付手法採用行の場合

- 内部格付手法採用行の場合、上記の「特定項目」のうち、普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、「当該エクスポージャーの額 (EAD) × 250%」とされる（改正告示 178 条の 3）。

(3) 現行告示で自己資本控除とされる項目の扱いの変更

- 現行告示で自己資本控除とされる以下の項目は、リスク・ウェイトを 1250%とする信用リスク・アセットとして自己資本比率の分母に算入されるように、扱いが変更されている。

- ①. PD/LGD方式（現行告示 166 条 1 項 2 号）⁵⁶の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額（改正告示 166 条 12 項）
- ②. 自己資本控除とされる証券化エクスポージャー⁵⁷（改正告示 247 条 1 項 1 号、249 条 1 項・2 項、254 条 5 項、256 条 1 項・4 項、257 条 3 項、266 条 2 項）⁵⁸
- ③. 信用補完機能を持つI/Oストリップス⁵⁹（改正告示 247 条 1 項 2 号）

⁵⁵ 改正告示 76 条の 2 及び 178 条の 2 の規定の適用がないものとして算出した額とする。

⁵⁶ 内部格付手法において、株式等エクスポージャーを事業法人等向けエクスポージャーとみなして信用リスク・アセットの額を算出する方式（現行告示 166 条 9 項）。

⁵⁷ 証券化取引に伴い増加した自己資本を除く（改正告示 5 条 2 項 1 号ホ）。

⁵⁸ マーケット・リスク算出の際に自己資本控除とされる証券化エクスポージャーは、リスク・ウェイトを 100%として自己資本比率の分母に算入するように、扱いが変更されている（改正告示 302 条の 2 第 1 号・2 号、302 条の 3 第 1 号・2 号、302 条の 4 第 1 項・3 項）。

⁵⁹ 資産譲渡型証券化取引において証券化目的導管体に譲渡した原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対

- ④. 非同時決済取引の未決済取引（反対取引の約定決済日の5営業日以後）（改正告示79条の5第2項2号、177条の2第2項2号）

7. 施行時期

- 本改正告示は、2013年3月31日から適用される（改正告示附則1条）。

8. 経過措置

（1）自己資本比率の水準

- 普通株式等Tier1比率とTier1比率については、2015年3月30日まで以下のように経過措置が設けられており、段階的に引き上げられることとなる（2015年3月31日（2015年3月期）からは、前述（2.）の本則が適用される）（改正告示附則2条）。

図表3（再掲） 改正告示における最低所要水準（国際統一基準）の経過措置

	普通株式等Tier1比率	Tier1比率
2013年3月31日から2014年3月30日まで (2013年3月期を含む)	3.5%	4.5%
2014年3月31日から2015年3月30日まで (2014年3月期を含む)	4%	5.5%

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

（2）基礎項目（プラス項目）関連

（i）「公的機関による資本の増強に関する措置」を通じて発行された資本調達手段の期限付算入

- 「公的機関による資本の増強に関する措置」⁶⁰を通じて、2013年3月31日の前に発行された資本調達手段で、改正前の現行告示2条又は14条の算式における基本的項目に該当するもの（普通株式転換権付優先株式等）の額については、2018年3月31日（2018年3月期）までは、改正告示2条1号又は14条1号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができる（改正告示附則4条1項）。

する信用補完として利用されるように仕組みられたもの（現行告示1条66号）。

⁶⁰ 改正告示にはこの文言の定義がないが、一般に、預金保険機構による金融機関の普通株式・優先株式・劣後債等の引受けを通じた、いわゆる公的資金注入を指すと考えられる。

(ii) 「その他の包括利益累計額」の段階的算入

- 「その他の包括利益累計額」は、2018年3月30日までは経過措置が設けられ、以下の期間について、それぞれ右欄の割合だけ普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入する（改正告示附則 5 条 1 項）。

2013年3月31日～2014年3月30日まで（2013年3月期を含む）	0%
2014年3月31日～2015年3月30日まで（2014年3月期を含む）	20%
2015年3月31日～2016年3月30日まで（2015年3月期を含む）	40%
2016年3月31日～2017年3月30日まで（2016年3月期を含む）	60%
2017年3月31日～2018年3月30日まで（2017年3月期を含む）	80%

- なお、上記経過措置によって普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目に算入された額以外の部分は、現行告示の基本的項目に該当する部分はその他Tier1 資本の基礎項目に、現行告示の補完的項目に該当する部分はTier2 資本の基礎項目にそれぞれ算入される（改正告示附則 5 条 2 項）。

(iii) 一定の「少数株主持分等」の期限付算入

- 連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額⁶¹のうち、銀行の普通株式等Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額（改正告示 5 条 1 項 4 号）、その他Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額（改正告示 6 条 1 項 5 号）及びTier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額（改正告示 7 条 1 項 5 号）に算入されなかった額に対応する部分の額については、2018年3月30日までは経過措置が設けられている。
- 具体的には、以下の期間について、算入されなかった額にそれぞれ右欄の割合をかけて得られた額のうち、連結子法人等の普通株式⁶²に対応する部分の額については、（改正告示 2 条 1 号の算式における）銀行の普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入することができる（改正告示附則 6 条 1 項）。

2013年3月31日～2014年3月30日まで（2013年3月期を含む）	100%
--------------------------------------	------

⁶¹ 改正告示 8 条 1 項 3 号に規定する連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額。

⁶² 改正告示 5 条 3 項に規定する普通株式。

2014年3月31日～2015年3月30日まで（2014年3月期を含む）	80%
2015年3月31日～2016年3月30日まで（2015年3月期を含む）	60%
2016年3月31日～2017年3月30日まで（2016年3月期を含む）	40%
2017年3月31日～2018年3月30日まで（2017年3月期を含む）	20%

（3）調整項目（マイナス項目）関連

（i）調整項目の段階的算入

- 普通株等 Tier1 資本に係る調整項目の一部である、改正告示 5 条 2 項 1 号～6 号までの額（前述 5（2）～（7））は、2018 年 3 月 30 日までは経過措置が設けられ、以下の期間について、それぞれ右欄の割合だけ、普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入することができる（改正告示附則 7 条 1 項）。

2013年3月31日～2014年3月30日まで（2013年3月期を含む）	0%
2014年3月31日～2015年3月30日まで（2014年3月期を含む）	20%
2015年3月31日～2016年3月30日まで（2015年3月期を含む）	40%
2016年3月31日～2017年3月30日まで（2016年3月期を含む）	60%
2017年3月31日～2018年3月30日まで（2017年3月期を含む）	80%

（ii）「特定項目に係る 15%基準超過額」の計算方法

- 前述 5（7）のように、特定項目に係る 15%基準超過額を求める際に控除される「特定項目に係る 15%基準額」の計算方法について、経過措置が設けられ、（より単純な）別の計算方法で求められる。具体的には、2018 年 3 月 30 日までは、「特定項目に係る 15%基準額」は以下の額とされる（改正告示附則 8 条 1 項）。

$$\left(\text{普通株式等Tier1資本の基礎項目} - \frac{\text{普通株式等Tier1資本の調整項目の一部}}{\text{(改正告示5条2項1号～4号 (5 (1) の①～④))}} \right) \times 15\%$$

（以上）